

日野市立七生中学校PTA会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、日野市立七生中学校PTA（以下「本会」という。）と称し、事務所を日野市立七生中学校（以下「本校」という。）に置く。

第2章 目的及び方針

(目的)

第2条 本会は、教育基本法に基づき、保護者と教職員が協力し合い、生徒の健全な成長を図るとともに、地域社会の教育環境の向上に努めることを目的とする。

(運営方針)

第3条 本会は、次の方針に従って活動する。

- (1) 教育を本旨とする自主的かつ民主的な団体として活動する
- (2) 本校及び関係方面に意見を具申し、参考資料を提供する
- (3) 本校の管理や人事に不当な干渉をしない
- (4) 営利的・宗教的・政治的な活動は行わない

第3章 会員

(会員の資格)

第4条 本会は、次の者をもって組織する。

- (1) 本校に在籍する生徒の保護者
- (2) 本校に在職する校長及び教職員

2 会員は、生徒の卒業等により本校から籍を失った場合は、その資格を失う。

(加入と退会)

第5条 本会は任意の組織であり、加入と退会は本人の意思により、いつでも行うことができる。

- 2 本会に加入を希望する者は、同意確認書を提出する。
- 3 本会から退会を希望する者は、運営委員会へ退会の意思を通知する。

第4章 活動

(活動への参加)

第6条 本会の活動は、役員を除いて、ボランティア登録制とする。

2 ボランティア登録は原則として本会会員を対象とし、必要に応じて卒業生及び役員経験者に協力を依頼することができる。

3 運営委員会が必要と認めた活動に関して、随時ボランティアを募集することができる。

4 本会は、保護者と本校の相互理解と連携を目的として、意見を交換する場を持つ。

第5章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

(1) 運営委員 7名(保護者5名、校長、副校長)

(2) 会計監査委員 3名(保護者2名、教職員1名)

2 役員の人数は前項を基準とし、本会の運営に支障の無い範囲で変更することができる。

(役員を選任)

第8条 役員は、運営委員と数名の会員からなる役員候補者推薦委員会(以下、「推薦委員会」という)において、会員の中から候補者を推薦し、総会の議を経て決定する。

2 役員候補者の推薦にあたっては、本人の同意を得なければならない。

3 推薦委員会の任務は、次期の役員の就任をもって終了する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に欠員が生じ、補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

3 会計監査委員の再任は、最長2年までとする。

第6章 運営委員会及び運営委員の任務等

(運営委員会)

第10条 本会に運営委員会を置く。

2 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

3 運営委員会は、この会則で定めるところにより、任務を執行する。

4 運営委員のうち1名を委員長とし、運営委員会の決議によって選任する。委員長を解任するときも同様とする。

(委員長の任務)

第 11 条 委員長は、本会の運営を統括し、本会を代表する。

2 委員長は、役員経験者を顧問として委託することができる。

3 委員長に事故あるとき、あらかじめ運営委員会において定めた順に従い、運営委員がその任務を行う。

(議事録)

第 12 条 運営委員会の議事については、書面または電磁的方法をもって議事録を作成しなければならない。

2 運営委員会の議事録は、運営委員の中から委員長が指名した者が記録する。

3 運営委員会の議事録は、次に掲げる事項を内容とする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 議事の経過の要領及びその結果

(3) 出席者した役員の氏名

第 7 章 総会の運営

(総会)

第 13 条 総会は、本会の最高決議機関であり、全会員をもって構成される。

(運営)

第 14 条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(1) 定期総会 原則として毎年 5 月中旬までに開催

(2) 臨時総会 運営委員会が認めたとき、または会員の数の 10 分の 1 以上に当たる請求があったときに開催

(議案の提出)

第 15 条 総会の議案は、委員長が運営委員会の議を経て提出する。

(決議)

第 16 条 総会の決議は、出席者の過半数（委任状を含む）をもって成立する。

(議事録)

第 17 条 総会の議事については、書面または電磁的方法をもって作成しなければならない。

2 総会の議事録は、運営委員の中から委員長が指名した者が記録する。

3 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 議事の経過の要領及びその結果
- (3) 出席者した役員の氏名

第8章 経理

(収支)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入によって支弁される。

(会費)

第19条 本会の会費及び徴収については、細則に定める。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計報告)

第21条 本会の経理は、前期終了後に会計監査委員による中間監査を受け、会計年度が終了したら速やかに決算を行い、会計監査を受けなければならない。

2 会計監査を経て、総会で会計報告を行い、承認を得なければならない。

第9章 会計監査委員の任務等

(会計監査委員の任務)

第22条 本会の経理を監査するために、会計監査委員を置く。

2 会計監査委員は必要に応じて、いつでも監査することができる。

3 会計監査委員は前期終了後に中間監査を行い、その結果を委員長に報告する。

4 会計監査委員は会計年度が終了したら速やかに会計監査を行い、その結果を総会に報告する。

第10章 補則

(会則の変更)

第23条 この会則の変更は、総会において出席者の3分の2以上（委任状を含む）の議決をもって行う。

(その他)

第24条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

現行 昭和 22年 6月 7日	設立総会で制定
” 33年 4月 26日	一部改正
” 38年 4月 29日	”
” 39年 4月 1日	全部改正
” 47年 5月 3日	一部改正
” 48年 5月 3日	”
” 49年 5月 3日	”
” 54年 5月 3日	”
” 55年 5月 3日	”
” 57年 5月 8日	”
” 58年 5月 7日	”
平成 4年 5月 9日	”
” 13年 5月 19日	”
” 15年 5月 1日	”
” 16年 4月 30日	”
” 20年 3月 6日	一部修正
” 22年 1月 23日	一部改正
” 25年 3月 1日	一部改正
” 26年 5月 10日	一部改正
” 27年 4月 4日	一部改正
” 30年 5月 12日	一部追記
令和 2年 2月 27日	一部改正
令和 2年 12月 18日	一部改正及び規定の制定
令和 4年 3月 25日	一部修正

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和7年5月24日開催の総会の議を経て令和7年6月1日から施行する。

(全部改正の理由)

2 ボランティア制への移行に伴い、この会則を全部改正する。

日野市立七生中学校PTA会則施行細則

第1章 総会

(招集)

第1条 総会は、委員長が招集する。

2 総会を招集するには、会員に対して会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面または電磁的方法により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

4 委員長は運営委員会の承認を経て、会員に周知したうえで、電磁的方法により総会を開催することができる。

(運営)

第2条 総会に議長を置き、委員長をもって充てる。

(付議事項)

第3条 総会において付議する事項は次の通りとする。

- (1) 会務の報告
- (2) 役員承認
- (3) 会則の改廃
- (4) 年度計画と予算の決定
- (5) 決算の報告と承認
- (6) その他、重要事項の決定

第2章 役員について

(行事と会議)

第4条 次のことは原則として委員長が担当する。

- (1) 入学式、卒業式への出席
- (2) 対外的な各種会議への出席

2 委員長が担当できない場合は、運営委員会で協議して運営委員から担当者を選出する。

第3章 会員について

(退会の手続き)

第5条 退会は、必要な事項を次の方法により通知する。

- (1) 電子メール PTA 運営委員会代表メールアドレス宛に送信する。
 - (2) 書面 任意の用紙に必要な事項を記入し、学級担任宛に提出する。
- 2 退会に必要な事項は、次の通りとする。
- (1) 宛先 日野市立七生中学校 PTA 運営委員会宛
 - (2) 退会を伝える旨
 - (3) 退会日
 - (4) 学年クラス
 - (5) 生徒氏名
- 3 転出の場合、その時点で自動退会となる。

第4章 ボランティア活動について

(案内)

第6条 ボランティア募集の案内は、原則として次の各号により行う。

- (1) C4th Home & School
- (2) 電子メール

(登録)

第7条 ボランティア登録の手続きは、原則として電磁的方法により行う。ただし、活動の内容によっては、当日の参加も可能とする。

第5章 会費等の取り扱い

(会費)

第8条 この会の会費は、会員1人あたり月額60円とし、その経理は総会の決定にもとづいて行われる。

(会費の徴収)

第9条 会費は年度初めに12か月分を一括して納入する。

- 2 中途入会、中途退会の場合でも12か月分を適用する。
- 3 中途退会時の返金はしない。

(予算)

第10条 予算の補正は、必要に応じて総会で決議することができる。

第6章 個人情報の取り扱い

(方針)

第11条 この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については七生中学校PTA個人情報取扱規程に定め、適正に運用するものとする。

附 則

平成27年4月4日	一部修正
平成30年5月12日	一部追記
令和2年12月18日	一部改定
令和4年3月25日	一部改定

附 則

(施行期日)

1 この細則は、令和7年5月24日開催の総会の議を経て令和7年6月1日から施行する。

(全部改正の理由)

2 ボランティア制への移行に伴い、この細則を全部改正する。

付則

七生中PTA慶弔規定

昭和54年11月9日

平成6年11月14日 一部改正

平成20年 3月 6日 一部修正

平成22年 1月23日 一部改正

令和2年 2月27日 一部改正

第 一 条 本会の会則第二章の趣旨に基づいて、付則第二条により、慶弔に関する事項を定める。

第 二 条 慶弔の範囲ならびに方法は次のとおりとする。

1. 弔慰金

(1) 本会の会員および会員の配偶者死亡のとき 金10,000円を贈る。

(2) 生徒死亡のとき 金10,000円を贈る。

2. 見舞金

(1) 会員および生徒が、公務・学校行事・PTA行事・登下校における事故により負傷し、
2週間以上の休養加療を要するとき

金3,000円を贈る。

(2) 会員の家屋が、全焼・全壊・流失の被害にあったとき

金5,000円を贈る。

第 三 条 この規定の改廃は、運営委員会において協議決定する。

第 四 条 特別の事情があるときは、運営委員会にはかり処理する。

付 則

1. 本規定は、昭和54年11月9日に制定し、即日実施する。

2. 会員以外の者が1年以上学校に勤務する者については、本規定を準用する。

付則

七生中学校PTA個人情報取扱規定

令和2年12月18日制定

(目的)

第 一 条 本規定は、日野市立七生中学校PTA（以下「本会」という）が運営上取得した個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、本会の運営に従事する全ての者がその責任を認識し、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定める。

(定義)

第 二 条 「個人情報」とは個人に関する情報であつて、氏名、生年月日等または、音声、画像等により特定の個人を識別することができるものをいう。

「個人情報データベース」とは特定の個人情報を電子計算機、紙等を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

「個人データ」とは、個人情報データベースを構成する個人情報をいう。

(責務)

第 三 条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA 活動において個人情報の保護に努める。

(管理者及び取扱者)

第 四 条 本会における個人情報の管理者は会長とし、取扱者は本部役員及び委員会の四役とする。

(秘密保持義務)

第 五 条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報を運営上関係なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(取得方法および破棄)

第 六 条 本会は、個人情報を取得するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示したうえで取得するものとする。

二. 会則 第四章 第五条に該当しなくなった場合、取得した個人情報の破棄は、適正な管理の元、当該年度における定期総会后、個人が特定できないように適切かつ速やかに破棄するものとする。

(利用)

第七 条 本会は、取得した個人情報を次の目的に利用する。

1. PTA 会費の集金，管理に関すること。
2. 本会に関わる行事等に関わる文書の送付に関すること。
3. 役員名簿、委員会の委員名簿の作成に関すること。
4. 委員選出，ならびに本部役員等の選考活動に関すること。
5. 本会に寄せられた質問等に対する回答に関すること。
6. 会員が必要となる情報の伝達や照会に関すること。

(利用目的による制限)

第八 条 本会は、取得した個人情報を前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、本人の同意を得ずに利用しない。

(第三者提供の制限)

第九 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命，身体または財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要がある場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
5. 本会で委託する合唱祭の録画媒体の販売等に関わる個人情報を提供する必要がある場合
但し、提供した個人情報の適正な取扱いと適切な管理を行う。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第十 条 本会は、個人情報を第三者（第九条第 1 号から第 5 号の場合を除く）に提供したときは、次の事項について記録を作成し保存する。

1. 提供した年月日
2. 第三者の氏名
3. 提供する対象者の氏名
4. 提供する情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨

記録は提供を行った日から 3 年間保存する。但し、既に記録が作成されている事項と内容が、同一であるものについては記録を省略する。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第十一条 本会は、第三者（第九条 第1号から第5号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

1. 提供を受けた年月日
2. 第三者の氏名
3. 第三者が個人情報を取得した経緯
4. 提供を受ける対象者の氏名
5. 提供を受ける情報の項目
6. 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

記録は提供を受けた日から3年間保存する。但し、既に記録が作成されている事項と内容が同一であるものについては記録を省略する。

(情報の開示等)

第十二条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、訂正、追加、削除を含む を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。求められた措置をとらない、または異なる措置をとる場合は理由を添えて本人に通知する。また、次の項目のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しない。

1. 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
2. 当会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
3. 他の法令に違反することとなる場合

(苦情の処理)

第十三条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める。

(周知及び改正)

第十四条 個人情報取り扱いの方法は、総会等で会員に周知する。規約の改正又は実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し承認をもって改訂することができる。なお、本規約を改定した場合は、本条に定める周知方法をもって会員へ周知する。

(規定の改廃)

第十五条 この規定の改廃は、運営委員会において協議決定する。

(その他)

第十六条 本規定に記載ない場合は、運営委員会にはかり処理する。

付 則

1. 本規定は、令和2年12月18日より施行する。